

日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度
2025 年度 産業保健看護専門家認定試験要領

1. 目的

「日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度に係る規程」第 8 条に基づき、産業保健看護専門家制度専門家（保健師）認定試験及び産業保健看護専門家制度専門家（看護師）認定試験を行う。

2. 産業保健看護専門家認定試験を受けることができる者

「日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度に係る規程」第 9 条第 3 項又は第 4 項に定める条件を満たす者

※ 産業保健看護専門家制度名簿に登録後、日本産業衛生学会の正会員資格を継続している必要があります。

《注意》 専門家認定試験受験資格申請開始後、専門家名簿登録までの期間に、登録者の有効期間満了を迎える受験者は、登録者更新手続き不要です。但し、不合格の際には速やかに更新手続きをしてください。

3. 試験日時

2025 年 11 月 16 日(日) 9 時 30 分～15 時頃（受付 9 時 00 分～）

4. 試験会場

関西医科大学看護学部棟(大阪府枚方市新町2丁目 2-2)

5. 試験に関する事項

試験内容:課題についての解答作成、個人面接、口頭試問、グループディスカッション

*試験問題は回収します。

6. 専門家認定試験受験資格要件

専門家認定試験受験資格要件について

	登録者	→	専門家
	規程・細則		要件
実務経験	産業保健看護に係る実務経験 5 年以上		規程どおり
研修	登録者として登録後、基礎研修 50 単位（専門 40 単位、実地 10 単位）		規程どおり ただし移行者は前制度分を含む
研究	登録者として登録後、次のいずれかを満たしていること 一 日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各都会主催の学術集会のいずれかにおいて第 1 発表者として 1 演題以上の発表実績があること 二 産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice で筆頭著者として 1 論文以上の発表実績があること 三 日本産業衛生学会ホームページに筆頭著者として 1 例以上の GPS:Good Practice Samples の発表実績があること		規程どおり (ただし経過措置あり ※ 1)
学会参加	登録者として登録後、日本産業衛生学会（総会）、全国協議会出席を 2 ポイント、各地方会学会、各都会主催の学術集会出席を 1 ポイントとし、5 年間で、5 ポイント以上あること		規程どおり
社会貢献	登録者として登録後、産業保健看護に係る社会貢献を行っていること		規程どおり

※ 1 研究（業績報告書（様式第 4 号：抄録・論文の写しも提出））における発表・投稿先は以下の経過措置となります。

【2021 年 2 月 28 日以前に投稿・発表したものについて】
投稿・発表した学会を問わない（ただし産業保健看護に係るものであること）

【2021 年 3 月 1 日以降について】
規程どおり（以下抜粋）。
・日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各都会主催の学術集会のいずれかにおける発表実績であること
・産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice における発表実績であること
・日本産業衛生学会ホームページにおける GPS:Good Practice Samples の発表実績であること

7. 試験までの流れ

8月1日(金) ～8月21日(木)	専門家認定試験 受験資格審査申請書 提出期間:必着	項番8参照
9月中旬	専門家認定試験 受験資格証明証 送付(事務局より郵送)	
受験資格証明証の受取後 ～9月30日(火)	専門家認定試験 受験申込み期間:必着	項番9参照
10月中旬	専門家認定試験 受験票送付(事務局より郵送)	
11月16日(日)	専門家認定試験	
12月中旬	合否通知(事務局より郵送)	

8. 専門家認定試験 受験資格審査申請手続き

以下の書類を、簡易書留やレターパックなどの送付履歴が残る方法で事務局まで送付する。必要様式は、産業保健看護専門家制度委員会 HP(<https://www.sanei.or.jp/hokenkango/>)の「専門家認定試験の受験と登録に関する様式 受験資格審査申請」よりダウンロードする。

- 1) 産業保健看護専門家認定試験 受験資格審査申請書(様式第8号)
- 2) 基礎研修※1を修了していることを証明する書類:研修単位報告書(様式第2号-1)、研修内容報告書(様式第2号-2:受講証等の写しも提出)※2

※1「産業保健看護専門家制度に係る規程 施行細則」第30条第1項に定める研修

※2 様式第2号-1、様式第2号-2については、産業保健看護専門家制度「名簿登録者専用サイト」よりマイページにログインの上、電子入力したものを印刷して提出すること(受講証等の写しも提出)。

経過措置内容:

- 旧登録産業看護師制度からの移行者は不要

- 3) 履歴書(様式第9号)
- 4) 実務経験報告書(様式第1号)
- 5) 業績報告書(様式第4号:抄録・論文の写しも提出)
- 6) 学会活動報告書(様式第5号:参加証の写しも提出) ※ 地方会例会は含まない。
- 7) 社会貢献報告書(様式第6号:委嘱状等の写しも提出)
- 8) 登録者基礎研修指導内容報告書(様式第3号)

経過措置内容:

- 旧登録産業看護師制度からの移行者は不要

- 9) 受験資格審査手数料:11,000円(消費税込み・手数料は本人負担)

振込控(写)を産業保健看護専門家認定試験 受験資格審査申請書(様式第8号)の裏面に貼付する。

- ◆ 2024年度以前に発行した受験資格証明証(有効期限内のもの)を所持している方は、受験資格審査は不要です。2)～7)を準備の上、項番9「専門家認定試験受験申込み」に進んでください。

9. 専門家認定試験 受験申込み

以下の書類を、簡易書留やレターパックなどの送付履歴が残る方法で事務局まで送付する。必要様式は、産業保健看護専門家制度委員会 HP(<https://www.sanei.or.jp/hokenkango/>)の「専門家認定試験の受験と登録に関する様式 受験申請」よりダウンロードする。

- ◆ 2024年度以前に発行した受験資格証明証を使用して受験申請する場合は、項番8の2)～7)も提出ください。

- 1) 産業保健看護専門家認定試験 受験申請書(様式第12号-2)

- 2) 産業保健看護専門家認定試験 受験資格証明証(受験資格審査終了後に事務局より送付したもの)
- 3) 受験手数料(11,000 円(消費税込み・手数料は本人負担)の振込控(写)を産業保健看護専門家認定試験 受験申請書(様式第 12 号-2)の裏面に貼付する。

10. 提出書類の返却について

項番 8 で提出された 2)～8)の書類は、専門家認定試験後に返却します。

【各申請の書類送付先及び手数料振込先】

送付先:〒331-0815

埼玉県さいたま市北区大成町 4-523-3 佐藤企画内

日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度委員会事務局

振込先:銀 行 名 :三菱 UFJ 銀行

支 店 名 :新宿西支店(店番号 055)

口座種別:普通

口座番号:0574204

口 座 名 :産業保健看護専門家制度事務局

【問合せ先】

TEL:048-706-7196 FAX:048-671-1796

E-mail:senmonkaseido@ab.auone-net.jp

日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度委員会 事務局 佐藤 貴志